

## 財務報告における注記開示の役割

—「DP：注記開示フレームワークに向けて」の検討を中心に—

深 谷 和 広

愛知東邦大学

## 財務報告における注記開示の役割

### －「DP：注記開示フレームワークに向けて」の検討を中心に－

深谷和広

#### 目次

はじめに

#### I. 財務報告の現状と問題意識

- 1) 財務報告の現状
- 2) CSR報告の制度化
- 3) 財務報告の改革

#### II. 「討議資料（DP）」の全体像

- 1) DPの位置づけ
- 2) DPの論点
- 3) DPの主要な諸原則

#### III. 注記開示フレームワークの主要な論点

- 1) 第2章「注記の目的の定義」
- 2) 第3章「要件の設定」
- 3) 第4章「要件の適用－重要性」
- 4) 第5章「要件の適用－コミュニケーション」

おわりに

#### はじめに

近年、現行の企業会計制度における会計情報の有用性の低下傾向にあるとの指摘がある。会計の有用性の低下に歯止めをかけるために、会計情報が企業価値の創造に寄与するものとするものが求められている。この観点から1990年後半以降さまざまな開示モデルの提案が行われてきた。また現在は企業の社会的責任（CSR）の明確化を求める圧力に応じて、財務諸表を中心とした会計情報のみならず非財務情報の開示に脚光が浴びせられている。また国際統合報告審議会（IIRC）の統合報告が話題となっている。この背景として国際財務報告基準（IFRS）の各国への制度化も影響している。現在の財務報告制度における情報開示の多様化と過重負担の問題に対して、新たな財務報告制度およびその他のインフラ整備によって対応しなければならないとの問題認識がある。

このような問題意識を前提として、欧州財務報告アドバイザーグループ（EFRAG）は注記

開示フレームワークのプロジェクトを推進している。本稿はプロジェクトの1つのプロセスとして公表された「討議資料：注記のフレームワークに向けて（以下DP）」<sup>[1]</sup>を検討し、討議資料における議論の方向性を明らかにすることにしたい。本稿では財務報告の現状とその問題意識を述べ、本DPの全体像を示したうえで、最後にDPにおける主要な論点とその主張を概観している。

## I. 財務報告の現状と問題認識

### 1) 財務報告の現状

伊藤氏等<sup>[2]</sup>は「会計はどこに向かっているのか」で会計情報の有用性の低下傾向を議論の出発点として、会計の有用性の低下に歯止めをかけるために、会計が企業価値の創造に寄与するものとならねばならないと提言する。すなわち、「開示は開示、経営は経営」という二枚舌経営と決別し、情報開示力と経営実行力の同期化をはかるべく新たな会計の機能に注目する。ここでは伊藤氏等の主張の前提となる会計・財務報告の現状認識をまとめてみる。

21世紀に入り企業が開示する財務情報の有効性の問題が重視されている。財務情報開示の目的の一つは企業価値の予測に有効な情報を提供することにある。これを「価値関連性」という。この価値関連性の低下を裏づける実証的な証拠が相次いで提示されている。

この財務情報の価値関連性が低下している原因とは何か？企業価値評価が回復しない原因は何か？さまざまな理由が考えられるなかで以下の3つの懸念を掲げる。第1に、収益性の向上と長期的な価値創造とが結び付かないと推測する株式市場の見方がある。第2に、財務諸表やそれを作成するための会計処理に予測や見積もりの要素が不可欠なものとなっている。すなわち、財務数値そのものの脆弱さから価値関連性の低下要因となる可能性がある。第3に財務情報の信頼性を担保する役割の担い手への不信感が財務情報の価値関連性を低下させている。こうした3つの懸念を前提とし、会計や開示をめぐるシステムを従来の延長線上で設計しても財務情報の価値関連性を高めることができない深刻な事態であることを指摘する。

この事態に対応して我が国開示制度の変革を求める動きが加速した。現行の財務報告制度では、四半期報告、セグメント報告、内部統制報告書等の導入と改訂が行われた。また企業独自の取組として、CSR報告、持続可能性報告書、環境報告書などの開示も増えた。この結果、企業が開示する情報量は飛躍的に増大している。また、IFRSへの統合化の過程で、会計処理での見積もりや予測の要素の増大と共に財務報告の開示に求められる情報量も増大した。現行の財務報告の有用性の劣化のおそれがある一方、劣化のおそれを解消すべく強制的または自発的に開示の情報量を拡大する道を模索している現状にある。この現状を打開すべく1990年代後半からさまざま開示モデルの提案が行われ、最近では非財務情報の開示のみならず、ビジネスモデル全般の開示を

求める動きが加速している。この代表的な取り組みの1つが統合報告に向けた挑戦である。この取り組みは2010年8月に統合報告の枠組みを検討する国際機関として、チャールズ皇太子が主宰する維持可能な会計プロジェクトとグローバル・レポーティング・イニシアチブ（Global Reporting Initiative）が共同設立したIIRCが推進するものである。

このように会計情報の有用性の低下傾向を問題の起点として、会計の有用性の低下に歯止めをかけるために、会計が企業価値の創造に寄与するものとならねばならないと提言する。1990年後半からさまざまな開示モデルの提案が行われ、非財務情報の開示のみならず、ビジネスモデル全般の開示までにおよんでいる。この背景としてIFRSの登場もある。現在、財務報告制度の大変革期にあるといえる。

## 2) CSR報告の制度化

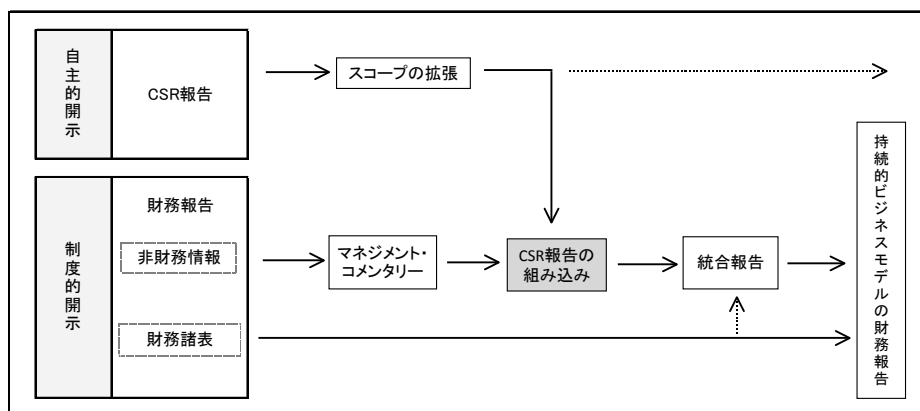
上妻氏<sup>[3]</sup>の「現実味を帯びてきたCSR報告の制度化」ではCSR報告を巡る国際動向が大きく変化しており、開示規制を強化する方向性を示していることを指摘する。その理由として気候変動等の政策課題が維持可能な社会への移行を加速する中で、企業が社会的責任と価値創造の両面で透明性を問われることを指摘する。以下では上妻氏の主張によってCSR報告の制度化のプロセスのもとで財務報告のあり方の見直しが進められている現状を見ておきたい。

資本市場はなぜCSR情報を必要とするのか？その理由は企業を取り巻く事業環境の長期的で不確実な変化である。環境規制等の強化により事業環境が変化し、企業のビジネスモデルも変容を余儀なくされるのであれば、当然のことながら、財務報告のあり方にも再検討が必要である。

第1に、価値創造プロセスに影響するリスク・機会が脱漏なく適切に伝えられなければならない。事業活動に影響が大きいESG情報（Environment・Social・Governance）はこれまでCSR報告の範囲とされてきたが、CSR報告の財務報告制度への組み込みは避けられないアジェンダとなっている。第2に、環境規制等が長期的に強化され、その見通しに不確実性がある状況に関して、事業戦略に関する経営者の見解や将来の見通しが不可欠である。これらは、主に「営業・財務レビュー」（OFR）、「経営者による討議と分析」（MD&A）、「マネジメント・コメントリー」（MC）などの財務報告の非財務情報区分で取り扱われる。しかし現状では開示制度として整備されている国・地域は少ない。第3に、CSR報告の「ESG情報」と財務報告の「戦略情報や財務情報」は、同じ経営行動の別側面を描写する一体的な情報なので、それらを相互関連づけて統合的に開示する工夫が必要である。最後に、事業活動にとってのリスク・機会はバリューチェーン全体で発生する。それゆえ、リスクと機会をバリューチェーン全体で最適化するため全体を管理する情報システムが必要不可欠である。

これらの検討課題について、リスク・機会情報を財務情報への「CSR情報の組み込み」に、戦略将来見通し情報を「マネジメント・コメントリー（MC）」に、ESG情報と戦略情報や財務情報の統合を「統合報告」に、バリューチェーン情報を「スコープの拡張」に言い換えれば、持続的ビジネスモデルに適合する財務報告への移行は、図のようなCSR報告の制度化プロセスに構成できる。これらの見直しがすでに始まっている。

図表1 CSR報告の制度化プロセス



(出所)：上妻義直『一ツ橋ビジネスレビュー』(2012) p82.

この図から、現在自主的開示としてのCSR報告の制度的開示への組み込みと制度的開示の中の財務報告を財務諸表から非財務情報へと拡張すると同時に統合化することで、持続的ビジネスモデルの財務報告を構想する全体の流れを読みとることができる。この流れの中で現状のCSR報告の制度化のプロセスを現実味のあるものとして指摘している。CSR報告の面から財務報告制度改革が積極的に推進されることが読み取れる。

### 3) 財務報告の改革

最後に、広瀬氏<sup>[4]</sup>の「財務報告の改革」の問題意識を踏まえて、財務報告研究の問題点について認識を深めたい。以下は広瀬氏の財務報告研究に対する問題意識を要約してみる。

財務報告を巡る諸問題についての研究は改善されるべき点が少なくない。我が国では可処分可能利益の算定を会計目的にしたため、利益計算に触れるために制度に取り込めないもの、また収まりのよくないものをすべて財務報告またはディスクロージャーにまかせとする風潮がある。確かに、ブラック・ボックス化する傾向がある。そのためか、財務報告そのものに関する研究が重視されず研究が進んでいない。他方、バリュードライバー（価値決定因子）がインタンジブルズ、CSR（企業の社会責任）にシフトしつつあり、伝統的な財務情報の企業価値説明能力が低下している。財務報告を会計の最終章と位置づけて、財務報告制度その他のインフラ整備を行い、情

報開示の多様化問題、過重負担問題を整理し、財務報告を巡る諸問題に企業会計がどう対応できるのか、どう対応すべきかを根本的に問い直す必要があると。

広瀬氏はこのような問題意識の下に現行財務報告制度を分析し、現行財務報告制度の限界を指摘し、情報の拡大・拡充と過重負担問題を解決することが財務報告の変革の喫緊の課題であると認識している。本研究では日本版エンハンスト・ビジネス・リポーティング（EBR）を提唱する。広瀬氏は財務報告の変革を提唱するに際して現状を財務報告のボーダレス化と呼んでいる。情報利用者が将来のキャッシュ・フローを予測するために、財務報告が従来の「GAAPによる外部財務報告」のボーダーを越えて、「その他の外部財務報告情報」の区分を取り込んできた。その端緒は1994年のジェンキンズ・レポートである。この結果、基本の「GAAPによる外部財務報告」に加え、現在内部管理情報の外部化ならびに非財務情報も重視する「その他の外部財務情報」の量的拡大および質的拡充が行われ、両者の統合によって、両者のボーダレス化が進んだ。また近年、財務報告が財務内容の質的拡充と報告対象の拡大を求めて、セカンドボーダーを超えて「その他の情報」を包含したEBRへと拡張し、セカンドボーダーのボーダレス化を生じていると。

図表2 財務報告のボーダレス化

EBR(エンハンスト・ビジネス・リポーティング)				
財務報告(一般目的外部財務報告)(FR)				その他の情報
GAAPによる外部財務報告情報		その他の財務報告情報		
財務諸表		MCまたはBR(OFR)		
財務諸表本体	注記等の関連情報	MD&A	①業績指標(財務・非財務)	①気候変動情報 ②社会関連情報 ③内部管理情報等
		財務諸表の説明・分析	②企業戦略情報・将来予測情報 ③知的財産情報(ブランド価値等)	
		↑		
		↑		
		↑		

(出所) 広瀬義州「財務報告の改革」(2011) p175

広瀬氏の問題意識から再認識した点は、現在の財務報告制度における問題点を情報開示の多様化と過剰負担問題と整理する視点である。現在、伝統的な財務報告制度としての財務諸表と注記の枠組みを拡張したその他の外部財務報告情報と更なるその他の情報への拡張に伴って財務報告制度の再構築に迫られている。同様な問題認識の下に現在のEFRAGは注記の開示フレームワークプロジェクトを推進している。以下ではプロジェクトのプロセスとして公表された「討議資料(DP):注記開示フレームワークに向けて」を検討し、討議資料における論点と彼らの主張を明らかにしたい。

## Ⅱ. 「討議資料 (DP)」の全体像

### 1) 本DPの位置づけ

本DPは欧州資本市場にIFRSを適応させる役割を担うEFRAGとフランス・イギリス両国の会計基準設定機関に当たるフランス会計基準庁 (ANC)、イギリス財務報告評議会 (FRC) の共同作業として2012年7月に公表されたものである。本DPは注記開示フレームワークに関する議論の推進を目的とするものあって、意見の表明を意図するものではない。本DPはこの議論へのフィードバック踏まえて次の段階を判断するためのものである。DPは全体として6章から構成されるもので、各章ごとに質問事項を設定して回答要請を行っている。この回答要請は2012年12月31日を期限としている。DPはEFRAGの予備的作業として作成されたものである。EFRAGは将来の基準設定において影響力を行使することを目的としている。これは欧州構成員との協力やIASBの作業に効果的にインプットを提供することで行われるものである。予備的作業は欧州各国の基準設定機関とのパートナーシップの下で実施される。

### 2) DPの論点

本DPは財務諸表の注記の目的適合性が棄損される傾向にあることを議論の出発点としている。この傾向を改善すべく注記が長くなる傾向にあるが情報の品質はそれほど改善されず、むしろ情報過多のために品質低下を生じている可能性がある。このために資本提供者は資源配分への意思決定で注記情報に信頼を置くことが困難になっている。IASBに財務報告の利用者への目的適合性ある開示要件の確保するために開示フレームワークを開発する作業への着手が準備されている。これまでも開示要件の合理化を進める議論が行われているが、単に開示量の問題から財務報告目的に奉仕する開示の品質改善へ議論を進めることが必要になっている。これらの問題意識の下で、本DPは財務諸表の注記の役割を包括的に再検討することを提案する。本DPは注記開示フレームワークを開発するに際して以下の5つの点に注目し、議論を展開している (Executive Summary para.6)。

#### (a) 注記目的を明確にする

開示フレームワークは注記の目的の明確な定義を含むことが重要である。どのような役割を演じるべきか? この回答がどのような情報を注記に含めるべきか、また何を他の場所に配置するかを操作する。注記の目的が利用者ニーズに奉仕する財務報告の目的から導かれること、IAS 1 「財務諸表の表示」と連携して財務諸表の目的から導かれて合致することが必要である。出発点として、主な財務諸表の表示項目また報告日に存在する企業の未認識の取決め、請求権および諸権利などの目的適合性ある記述を提供することを注記の目的として提案する。この注記の目的についてDP第2章で検討する。

**(b) 注記にどのような情報を含めるかを識別する諸原則を開発する**

どの情報に目的適合性があると考えられるのか、また経済現象を忠実に表現するのかを決定するために、注記開示フレームワークは基準設定者に指針を提供しなければならない。これは認識・測定要件で伝達されるものを前提とする。この点はDP第3章25頁～36頁で検討する。

**(c) 開示要件を設定する形式を検討する**

基準設定者が開示要件を設定する形式は最終的に報告される情報を操作することになるので重要なことである。例えば、具体的な開示を要求する詳細な開示要件は確実に決まりきった情報をもたらことになるだろう。他方、目的ベースの開示要件はより重大な判断や企業の状況の検討を求めことになるだろう。比較可能性の要素もまた開示要件の形式の決定において配慮すべき重要な要素である。この点はDP第3章37頁～45頁で検討する。

**(d) 重要性の適用を強化するならば、開示情報は企業の業績・財政状態を理解する上で必要な情報となる。**

いかに企業固有の内容と諸要件を連携させるかの決定は重要性の概念の適用によって実現される。重要性の概念は目的適合性の企業固有の観点である。この概念を実務にいかに適用するかを巡って様々な意見がある。本DPは数量と品質の両方の観点を分析し、重要性の適用をどのように改善すべきかを提案する。また開示の規模や動的な内容もまた検討する。その結果、何を開示し、どの程度の内容とするかの問題は確実に企業固有の微妙な問題となっている。これには経済状況やリスクエクスポージャーなどの外部要因を含める。また受託責任の査定や将来キャッシュ・フローの予測を可能にするためには、どの情報が財務諸表の利用者に目的適合性があるかの点を再検討する。いかに重要性を適用するかを改善する上で作成者が重要な役割を担うことになる。この点はDP第4章で検討する。

**(e) 注記に適用できる効果的なコミュニケーションと主要な特徴とを連携させる。**

いかに注記情報とベストのコミュニケーションをするかの決定には、注記情報をどのように表示するのか、またどのように取引や事象の首尾一貫性ある説明を提供する情報と注記編成方法とを連携させるのかの判断が含まれている。コミュニケーションを巡るこれらの決定は重要なメッセージをどのように伝達するのか、またどのように表示するのかの点に関連がある。この点は第5章で検討する。

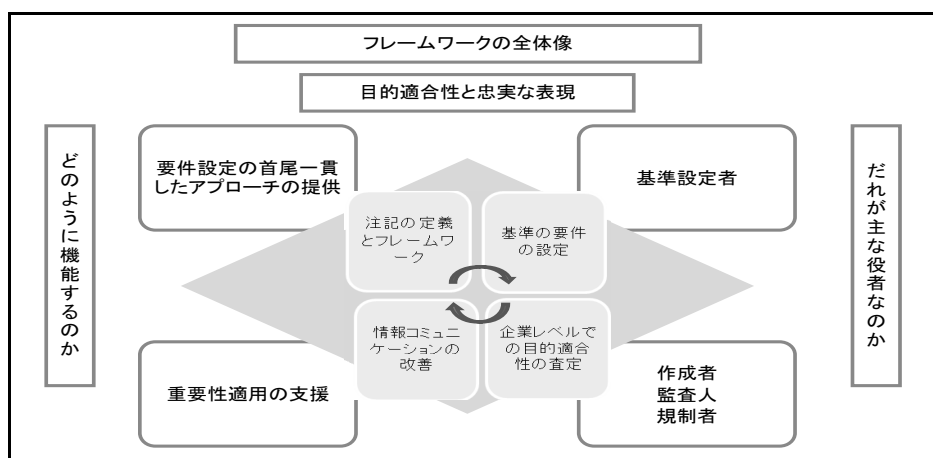
DPは注記開示フレームワークの設計のための重要な諸原則を提案している。この重要な諸原則はフレームワークの基本的な品質を提案するものである。DPは1つの解決策を提言することを意図しておらず、どのような情報をどのような方法で注記開示するかを決定するために必要な決定事項について検討する。注記の検討は財務報告やその他の形式の会社報告における情報配置



の検討を招来することになる。会社報告全般の情報開示に関する問題提起があることを踏まえつつも、本DPの対象範囲を注記開示における情報品質の改善としている。

DPは注記開示フレームワークの全体像を以下のように示している。本フレームワークは目的適合性と忠実な表現を基本的特徴として、各要素での主たる役者とフレームワークの機能を示している。第2章「注記目的の定義」ではフレームワークの中核をなす注記の目的の定義を設定し、注記情報の要件設定に一貫性のあるアプローチを提供する。第3章「諸要件の設定」では基準設定者に注記情報の識別と要件設定方法を提案する。利用者のニーズを前提とする目的適合性ある情報の識別原則を提案する。また基準設定の一般原則を提案し、基準設定の様式を検討する。第4章「要件適用 - 重要性」は作成者に重要性の適用方法の改善を提言する。第5章「要件適用 - コミュニケーション」は注記情報の編成またコミュニケーション方法を改善する諸原則を提案する。

図表3 開示フレームワークの全体像



(出所) DISCUSSION PAPER: Towards a Disclosure Framework for the Notes (2012) p19

これまでEFRAGはIASBの注記開示フレームワーク (DP)<sup>[5]</sup>の準備を共同して進めてきた。両方のDPは開示の有効性を改善する点に焦点を置くとともに共通点がある。また以下の諸点も共通していることを認識している。a) 不必要な開示を消去することが有効性を改善すること。b) 財務諸表の注記に議論の範囲を制限していること。c) 開示要件の設定を基準設定者が決定すること、開示を報告企業が選択すること、コミュニケーション方法 (編成と様式) を改善することの3つの領域を議論することである。

### 3) DPの主要な諸原則

本DPは注記開示フレームワークの設計のために必要とされる特徴として主要な諸原則を設定

している。ここでは全体を概観することを目的として諸原則を列挙する。

#### <フレームワーク全般の目標>

目的適合性ある情報すべてをまたそのみを適切な方法で開示するようにすることを目的とする。この結果、詳細な情報が財務諸表の注記の目的適合性ある情報を不明瞭にすることはない。

#### <注記の目的と内容>

1. 主な財務諸表で表示される項目また報告日に存在する企業の未認識の取決め、請求権および諸権利の目的適合性ある記述を提供することを注記の目的とする。
2. この目的から次の通りになる。
  - a) 注記開示は主な財務諸表の内容を敷衍して解説するような情報を提供しなければならない。
  - b) 注記開示は報告日の過去の取引やその他の事象に焦点をあてなければならない。過去の取引やその他の事象と関連のない将来情報を注記で提供してはならない。
  - c) 注記情報は企業固有のものであらねばならない。
3. 貸借対照表や損益計算書など企業の財政状態と業績を示す数値を補完するものとして、注記は次の情報を提供しなければならない。該当する場合、a) 貸借対照表や損益計算書の報告数値に組み込まれる仮定や判断、b) 報告数値に影響を与えるリスク情報、c) 代替的尺度などである。しかしながら、これらの情報に限定されるものではない。
4. 開示に関わる認識・測定の意義を検討することは必要なことであろう。この結果は最終的に情報の有用性を全体として査定することになる。不確実性が主要な計算書の数値により影響を与えるならば、通常より多くの開示を必要とすることになる。

#### <開示要件の設定>

5. 開示は認識、測定、表示の目的と異なる目的設定を必要としている。
6. 認識、測定、表示の要件のレベルの程度で開示要件を開発し、正当化しなければならない。
7. 開示要件は会計基準全体として首尾一貫性ある方法によって設定しなければならない。
8. 開示要件は原則ベースとし、詳細な規則を回避しなければならない。
9. 開示要件は企業の利用者ニーズとバランスを実現しなければならない。すべての状況においてコストベネフィットをトレード・オフしなければならない。このバランスを実現するには代替的開示制度を配置しなければならないかもしれない。
10. 開示要件は認識、測定、表示の諸要件の不完全性を補完する目的で利用してはならない。
11. 開示要件は注記における重複を回避するように設定しなければならない。またもはや目的適合性のない要件を消去するために時と共に見直しを実施しなければならない。

#### <要件適用>

12. 重要性のない情報（または実務上は報告企業に該当しない状況の情報）は開示の目的適合性と理解可能性を削減することを考慮し、重要性原則の適用に注意しなければならない。

#### <情報コミュニケーション>

13. 開示要件はコンプライアンスよりも利用者との情報コミュニケーションの観点で適用しなければならない。

#### <実務の進展>

14. 作成者、監査人、規制者は、各自の役割において、上記のすべての諸原則の適用を通じて、開示改善を推進するという共有された関心をもつ。

### Ⅲ. 注記開示フレームワークの主要な論点

本章ではDPにおける注記開示フレームワークの主要な論点を概観することにした。

第2章は注記の目的の定義を設定する。第3章は基準設定者の要件設定の論点を検討する。利用者ニーズから注記情報を識別する原則を提案する。また要件設定方式を検討する。第4章は作成者に重要性の適用方法の改善を提言する。第5章「要件適用 - コミュニケーション」は注記情報の編成またコミュニケーション方法を改善する諸原則を提案する。

#### 1) 第2章「注記の目的の定義」

第2章は注記の目的を検討する。注記目的は財務諸表の目的から導かれる。IASB「財務報告の概念フレームワーク（以下概念フレームワーク）」（QC5）は基本的質的特徴を「目的適合性」と「忠実な表示」とする。目的適合性のある財務情報とは利用者の意思決定において相違を生じさせることができる情報である。完全に忠実な表現とは完全で、中立的で、誤謬がないものである。完全に忠実な表現はほとんどまれである。しかしその目的はその基本的質的特徴を可能な限り最大化することである。

まず報告企業の財務情報の利用者に有効となる可能性のある経済的現象を識別すること、次に最も目的適合性のある現象の情報タイプを識別すること、最後にこの情報を利用可能か、忠実に表示できるかを決定することである。この結果、ある項目が財務諸表で認識される。これは目的適合性のある情報を提供するからである。忠実な表現を得るために、注記でさらに情報を開示することが必要になる。この結果、どのような内容を注記に含めるかが問題となる。このために注記の内容を検討することが重要である。

注記は財務諸表の重要な構成要素ではあるが、財務諸表は財務報告のパッケージの一部を構成するものである。財務諸表の目的と構成要素はIAS 1 (para. 9) に設定される。

概念フレームワークとIAS 1には注記の定義はない。IAS 1 (para. 112) は (a) 財務諸表の表示の基礎および採用する具体的な会計指針の情報の表示 (b) IFRSで要求される情報のうち財務諸表のどこにも表示されていないものの開示 (c) 財務諸表のどこにも表示されていないが項目の理解のために目的適合性のある情報の提供を求めている。

#### <注記の目的の定義>

DPは次の注記の目的の定義を提案する (第2章para. 8)。主要な財務諸表で表示される項目または報告日に存在する企業の未認識の取決め、企業に対する請求権、企業の権利などの目的適合性ある記述を提供することが注記の目的である。また、この定義の内容を以下のように説明する (第2章para. 9)。

- a) 「目的適合性」とは開示は固有の利用者のニーズに答えること、また特定企業にとって重要である場合にのみを提供されることを意味する。
- b) 「記述」とは注記が項目の質的記述 (会計方針や判断) 並びに項目の量的記述 (分解、満期分析) の提供を想定し、主な財務諸表を敷衍して説明することを意味する。
- c) 「主な財務諸表で表示される項目」とは主要な財務諸表で表示される項目である。主要な財務諸表とは財政状態計算書、損益およびその他の包括利益計算書、持分変動等計算書、キャッシュ・フロー計算書である。
- d) 「報告日に存在する未認識の取決め」は過去に生じたものの報告日に資産や負債が未認識の第三者との取引や確実な合意である。(例えば、特別目的会社の設定や保証の付与である)
- e) 「報告日に存在する未認識の企業への請求権や企業の権利」は過去の事象から生じたものの認識規準に合致しない第三者の請求権や第三者への権利である。(例えば、未認識の繰延税金資産や特許権侵害への請求権である。)

#### <注記の内容>

財務諸表の注記は歴史的には財務諸表の表示項目の「注釈」であった。次第に注記に含まれる情報が拡張され、主な財務諸表と年次報告の他の情報との間の境界線があいまいになった。例えば、IFRS 7「金融商品：開示」のリスク管理の開示である。注記の定義を適用することはこれまでの注記開示に配置された項目を他の場所に移動することを意味する。このDPは注記の境界線を効果的に定義している。このアプローチには以下の意図を持っている (第2章para. 11)。

- a) 注記は報告日までの過去の取引に焦点を当てること。
- b) 注記開示のベースは開示が主要な財務諸表の数値とリンクすること。

c) 将来予測情報は除外されること。これが主な財務諸表の測定に反映される場合を除く。

注記の定義の適用する上で境界線が明確ではない開示のタイプが存在している。すなわち、a) 未認識項目、b) リスク開示、c) 関連当事者開示、d) 未修正の後発事象の開示である(第2章para. 12)。

DPは以上の検討の結果、以下の注記内容を提案する。

- a) 注記開示は主要な財務諸表を敷衍し説明する情報を提供しなければならない。
- b) 注記は報告日に存在する過去の取引や他の事象に焦点を当てるべきである。過去の取引や他の事象と関係のない将来情報は注記において提供されない。
- c) 注記情報は企業固有のものとするべきである。

## 2) 第3章「要件設定」

第3章は基準設定者が注記で提供すべき目的適合性ある情報を識別し、また企業に目的適合性ある情報の提供をどのように求めるのかを検討している。これまで会計制度では会計基準に開示要件を含み、取引別または項目別に要件を設定している。第3章では従来の方法に対する代替案を検討する。

### (1) 利用者ニーズによる目的適合性ある情報の識別

第2章では注記は財務諸表項目の目的適合性ある記述を提供することを提言した。第3章では目的適合性ある情報とは何かを識別する。注記の定義が内容を峻別する役割を演じるが、目的適合性ある情報とは何かを識別するには、この定義を越えることも必要かもしれない。概念フレームワーク (para. OB2) で財務報告の目的を提供する。一般目的財務報告の目的は、現在及び潜在的な投資者、融資者、及び他の債権者が企業へ資源を提供する意思決定を行う際に有用な報告企業についての財務情報を提供することとする。これは次の情報の有用性を想定している。a) 企業の経済的資源と請求権の内容および金額 b) 企業の財務業績や持分・負債金融商品の発行などその他の事象から生じる報告企業の経済的資源と請求権の変動である。

開示が財務諸表で報告される金額へ補足情報を提供する場合にのみ求められるならば、注記開示フレームワークは注記で利用者ニーズを満たすものは何かを示すことが望ましい。このための1つの方法はこの開示フレームワークに情報分類を含めることである。DPは利用者ニーズを満たす情報分類を提案する(第3章para. 5)。また分類の意味を解説している(第3章paras. 6-9)。

- a) 勘定項目の構成要素とは何か?
- b) 分解された金額に関する情報

- 1) この項目は何か？
- 2) この項目は企業の運営や財務構造とどのように適合するか？
- 3) この項目はどのように計上されているか？

#### 【勘定科目の合計と分解】

主な財務諸表における表示金額は、別の事象や取引から生じた金額の合計である。構成要素のより良い理解と将来キャッシュ・フローの予想を認めるので勘定項目を構成要素に分解することが有効である。

#### 【この項目とは何か？】

この分類は項目の内容に関する情報を内包している。これには契約条件や主な特徴の記述を含むかもしれない。項目によっては、これは企業への将来の正味キャッシュ・インフローの予想を査定する上で利用者を支援するかもしれない。

#### 【当該項目が企業の運営や財務構造とどのように適合するか？】

この分類は以下の情報を内包する。

- a) この項目が貸借対照表にある場合、これは将来キャッシュ・フローの予測について何を意味するのか？
  - i. いかにか企業はこの項目の回復や決済を計画するか？
  - ii. いかにかこの項目と貸借対照表の他の項目とが関連するのか？例えば、
    - 1) 他の項目とリンクするのか？
    - 2) 他の項目をヘッジするか、他の項目にヘッジされるか？
- b) この項目が損益計算書にある場合、何が情報の予測価値なのか？
- c) 主要な財務諸表における項目間のリンク。例えば、特定の勘定項目の残高の繰延べや再調整（または勘定項目の分解）。貸借対照表の項目がキャッシュ・フローを創造するのか、またどのようにするのかについて、これらの情報は利用者の理解を支援する。
- d) 多くの勘定項目に影響を与える取引についての情報（企業結合など）。勘定科目と取引の構成要素について、この情報は利用者の理解を支援する。このことで、将来のキャッシュ・フローの予測を査定する上で利用者を支援する。

#### 【当該項目がどのように計上されるか？】

この分類は以下の情報を内包する。

- a) 項目がどのように認識・測定されたかを説明する会計方針
- b) 測定計算の基礎を形成する測定
- c) 尺度の不確実性

上記の情報分類を前提として、DPは開示の必要性を査定するために基準設定者を支援する指標を含めるべきであると提言する（第3章para. 29-31）。このアプローチでは上記の情報分類に対応する目的適合性ある情報の指標とそれに対応する情報内容を一覧で示している。このアプローチは定式化を意図したものではなく、基準設定者による判断を求めるものである。最終的に注記開示は目的適合性と重要性の査定の結果となることを想定している。（図表4「目的適合性と重要性の指標」参照。）

## （2）どのように基準設定者は開示を設定するのか？

第3章では上記のように基準設定者が注記でどのような情報を提供すべきかを識別するプロセスの改善と合理化を検討した。しかしながら、これは議論の一部であって、要件設定の全体プロセスの再査定によって改善を進めることができるとする。基準設定者が会計基準での開示要件を設定する方法によって、作成者や他の団体の情報作成と利用行動に影響を受ける可能性がある。DPはまず要件設定において採用されるべき一般原則を提案する（第3章para. 39）。

### <一般原則>

- a) 開示は認識、測定、表示の目的と異なる目的設定を必要としている。
- b) 認識、測定、表示の要件のレベルの程度で開示要件を開発し、正当化しなければならない。
- c) 開示要件は会計基準全体として首尾一貫性ある方法によって設定しなければならない。
- d) 開示要件は原則ベースとし、詳細な規則を回避しなければならない。
- e) 開示要件は企業の利用者ニーズとバランスを実現しなければならない。すべての状況においてコストベネフィットをトレード・オフしなければならない。このバランスを実現するには代替的开示制度を配置しなければならないかもしれない。
- f) 開示要件は認識、測定、表示の諸要件の不完全性を補完する目的で利用してはならない。
- g) 開示要件は注記における重複を回避するように設定しなければならない。またはや目的適合性のない要件を消去するために時と共に見直しを実施しなければならない。

図表4 目的適合性と重要性の指標

利用者のニーズを示す情報の分類	目的適合性の指標	重要性の指標	情報の内容
勘定項目の合算/区分	この項目は別の事業活動から創造される構成要素を含む。	この項目は個別に重要な要素を含むのか？ 満期区分に関する詳細な議論についてはparas. 25-28を参照のこと。	区分とセグメント情報
	この項目が以下の特徴を持つ構成要素を含む。 ○別の測定ベース ○異なる変数の感度 ○異なる回復/決済 ○異なる権利/義務 ○異なる優先順位		
この項目は何か？	ある基準が資産と負債（収益と費用）の相殺を認めるか要求する。	総額の相殺は重要か？ 相殺される資産の減損に重要なリスクがあるのか？また重要な信用リスクがあるか？	総額に関する情報
	科目名は項目内容を理解する上で十分ではない	この関連項目は重要性があるか？また項目の性質、条件または状況は異常か？	この項目を理解する上で目的適合性ある条件と状況
	この項目を理解する上で重要な契約条件や状況がある。		
	この項目は信用リスクを増大させる。 資産の利用に制約がある。		
この項目がいかにか企業の営業や財務構造に適合するのか？	この項目が一つの取引または複数の取引から生じる。これらは別の科目名に含まれる項目に影響を与える。	このリンクがこの項目の会計処理に影響を与えるのか？ リンク項目には重要性があるか？	取引や項目これが別の項目とどのようにリンクするか の記述
	この情報は企業のキャッシュ・フローエクスポージャーを説明する。これらは未認識の請求権、権利また取り決めから生じている。	未認識項目から生じるキャッシュ・フローのエクスポージャーに関するparas. 29-38を参照のこと。	エクスポージャーの内容とキャッシュ・フローの可能性のある金額、時期および不確実性
	この項目は企業の投資活動や財務活動に帰属する。	期中の残高変更に関するparas. 39-41を参照のこと。	期間中の残高変動の分解
	この項目は活動の運営サイクルを超えて回復又は決済されると想定される。		
	測定ベースは原価であるのか？またこの項目が容易に売買される。	この関連項目には重要性があるか？また代替尺度は重要性のある差があるか？	代替的測定
この項目をいかにか計上するのか？	ある基準が代替の認識又は測定を認める。 新基準が発効している。	この関連項目には重要性があるか？	会計方針/適用指針
	ある基準が高いレベルの原則を設定する。これは企業との連携を必要としている。		
	基準に特別な指針がない。		
	ある基準は特別な測定方法を指示していない。	この関連項目には重要性があるか？またはこの方法は一般的ではないものか一般に認められた方法と別のものか？	会計方法
	重要な測定インプットは契約やレベル1 価格のいずれも基礎としていない。	重要なインプットの合理的な変更が重要な影響をもつのか？	重要な測定インプット
	ある基準は通常個別に測定されるか表示される項目をまとめている。		合算目的やその方法の情報

(出所) DISCUSSION PAPER : Towards a Disclosure Framework for the Notes (2012) P34-5、P52-3の元の図表を調整し、著者が作成した。



<注記情報の設定アプローチ>

DPは基準設定者が採用できる注記情報を求めるため異なるアプローチについて解説している(第3章 paras. 40-61)。これらのアプローチは財務諸表の作成者に完全に自由裁量を認めるものからほとんど自由裁量を認めない現行の詳細な要件までを比較検討している。

図表5 開示要件の自由裁量の配分

1) 何を開示すべきかを作成者の判断に委ねる。	2) 一般開示目的を設定する。	3) 産業別に記述する。	4) 単独の諸要件を設定する。	5) 詳細な要件を設定する。
作成者が報告企業の開示実務全般に完全な自由裁量権をもつ。	基準設定者が一般目的を設定する。作成者が個別開示とその目的に合致するか判断する。	標準的な開示を産業固有のニーズと特徴に合わせる。	単独の諸要件をすべての項目または取引に適用する。	詳細な要件をすべての項目または取引に適用する。

(出所) DISCUSSION PAPER : Towards a Disclosure Framework for the Notes (2012) p39

DPはどのアプローチを採用するにしても基準設定者は会計基準全体の開示要件のニーズの查定の重要性を指摘する。このために開示の配置図を開発することが有効であると述べる。このようにすれば、すでに利用可能な情報をコピーする開示要件は最初から排除されることになる。同様に基準設定者は新しい要件を開発する場合または一定の間隔で現行の要件をレビューする場合には、この開示フレームワークの諸原則を適用するべきであると述べる。

3) 第4章「要件の適用－重要性」

第4章は財務諸表の作成における要件の適用を検討する。個別の文脈で作成者が何を目的適合性ある情報と識別するかが注記開示フレームワークの主要な要素である。この判断の結果を受けて、重要性のある情報のみが注記に含められることになる。重要性の概念は新しい概念ではない。重要性のない情報の排除よりも、重要性ある情報を含めることに焦点がある。重要性は基本的に判断であるが、第4章では開示への重要性の適用をいかに改善するかを提言している。

<重要性の適用とは？>

第2章で述べたように基準設定者が意思決定に必要とされる目的適合性ある情報を一般化した。しかしながら、作成者は自身の財務諸表の文脈でどのような情報に目的適合性があるのかを決定しなければならない。また作成者は会計基準の開示要件が企業にとって重要性があるかどうかを決定しなければならない。しかしながら利用者のニーズに応じる必要な情報以上のものを提供する必要はない。

概念フレームワーク (QC11) は「重要性」の用語を次のように定義している。その脱漏や誤

表示により、特定の報告企業に関する財務情報に基づいて利用者が行う意思決定に影響する可能性がある場合、その情報には重要性がある。言い換えるならば、重要性は目的適合性の企業固有の一側面で、個々の企業の財務報告の文脈からその情報が関連する項目の性質または大きさ（またはその両方）に基づく。

概念フレームワークでは、「重要性」は目的適合性の概念の企業固有の側面として議論されている。「規準 (thresholds)」による重要性の査定から何が企業の目的適合性のある情報を構成するかを確立することへ焦点を移行することこそが重要である。この結果は基準設定者が要件設定の適用の際に必要な規律と検討を必要とするだろう。

「重要性」の用語はある金額の絶対的または相対的なサイズを意味するものと解釈される。しかしながら、重要性は数量的要因と質的要因の両方に依存する。科目や情報はその内容やサイズによって重要となるかもしれない。これは数的記述と同様に、言語的記述を含む。また定性的なものかもしれない。金額の重要性の査定のみでは開示においては適切ではない。

伝統的に、重要性の焦点は企業が重要性のある情報を消去しないようにすることであった。しかしながら、また重要性のない情報を削除することにも注意しなければならない。重要性のない開示は目的適合性のある情報を不明瞭にするかもしれない。意思決定情報を伝達するために適切な情報を選択するには、利用者は財務報告の利用可能な情報全体から判断しなければならない。従って、作成者がその環境により多くの「ノイズ」を追加するならば、何が重要であるかを判断する上で利用者をさらに困難にすることになる。

概念フレームワークは注記に重要性をどのように適用するべきかを記述していない。IAS 1 (para. 31) は、情報に重要性がない場合、企業はあるIFRSで求められる具体的な開示を提供する必要はないと述べている。IAS 1 (para. 30) は、主要な財務諸表で個別表示するほどの重要性のない項目でも注記において個別表示する可能性があることを述べている。従って、ある開示は、重要性のない項目と関連する場合でも、重要性があるかもしれない。

#### <重要性の査定の指針>

DPは重要性の適用の一般目的を掲げている（第4章para. 13）。「重要性のない情報の開示（また実務上は報告企業に該当しない状況の情報）は開示の目的適合性と理解可能性を削減することを考慮し、重要性原則の適用に注意しなければならない。」さらに、DPは開示要件の順守によって重要性ある情報をもたらすかどうかを査定するために、注記開示フレームワークに作成者や他の諸団体を支援する指標を含めるべきであると提言する（第4章para. 21）。図表4「目的適合性と重要性の指標」は個別の企業のレベルで開示の重要性を査定するために作成者や他の団体を支

援する指標を示している。この指標は第3章の目的適合性の査定を支援するために提案したものと対応関係を示している。第3章の目的適合性の指標と第4章重要性の指標との首尾一貫性が強調されている。

#### 4) 第5章「要件の適用ーコミュニケーション」

財務諸表はコミュニケーションを目的とするものである。注記の内容は目的適合性と忠実な表示の達成こそが重要である、不十分なコミュニケーションは、特に長すぎる報告によって、情報の品質を著しく低下するものである。第5章は、注記情報の編成およびコミュニケーション方法を改善するための諸原則および諸提案を検討している。

##### <コミュニケーション原則>

財務諸表の開示は利用者との情報コミュニケーションの道具であらねばならない。しかしながら、コンプライアンスを強調するあまり、このことが見落とされることがある。注記開示フレームワークのコミュニケーション原則は開示品質を改善することができる。コミュニケーションの主たる責任は作成者にある。また注記が企業の経営成績と財政状態を述べる上でその一部分となることが重要である。従って、注記で情報表示するために、利用できる一般原則以上のものを作成することは困難である。基準設定者は表示や開示の形式を強化する領域や方法に対する指針を提供することで支援することができる。

概念フレームワークの財務情報の質的特徴（目的適合性、忠実な表現、理解可能性）はこのコミュニケーション原則を開発する上での基礎となる。しかしながら、質的特徴のみでは開示の品質を改善する上では十分ではない。コミュニケーション原則はコンプライアンスよりも利用者との情報コミュニケーションの観点で開示要件を適用すべきとの仮定から開発されている（第5章 para. 7）。さらに以下の6つの諸原則が掲げられている。（第5章 paras. 8-25）

#### ①【開示は企業固有のものとするべきである】

この問題点は財務諸表の注記を基準要件ベースのひな型で作成することにある。この結果は「決まりきった形式」の開示となることである。これは完全に企業固有のものではない。企業にとって目的適合性のある情報を提供する場合にのみ開示が含まれるべきである。

#### ②【開示は当期のものとするべきである】

しばしば企業は過年度の開示を当期または将来の期間に転用するものである。しかしながら、この開示はもはや有効ではないかもしれない。過年度の事象や取引の記述は当期の業績や報告日の財政状態を理解する上で必要とされる場合にのみ転用すべきである。

③【開示は必要な場合要件を超えて取引の実質を伝達・説明すべきである】

しばしば注記開示はチェックリスト方式で提供されている。ある開示はある基準の要件に合致するものの、取引または一連の取引または他の事象や状況の実質を反映しなければならない。

④【開示は体系づけるべきである】

一般には注記は優先順位を付した情報を表示していない。これは当期の業績や期末の財政状態に最も影響を与える事象や取引の情報を識別する上で読者をより困難な状態とするかもしれない。開示は企業の業績や財政状態に影響を与える重要な項目に優先順位を付すべきである

⑤【開示はクリアーで、バランス良く、簡潔であって、平易な言語で書くべきである】

ある開示は読むことや理解することが困難なスタイルで示される。従って、話題の適切な説明に失敗する。このようなことを改善するにはいくつかの方法がある。例えば、産業固有の用語や特別な会計用語が利用される場合、用語集が奨励される。また重要な点を伝達するためには図表の採用もまた適切であるかもしれない。効果的かつ簡潔な方法で重要な内容を伝達するように努めるべきである。注記情報のハイライトは利用者を支援できるかもしれない。別のテキストスタイルや別のフォントサイズなどによるハイライトもある。

⑥【開示はリンクすべきである】

注記開示は分離されているように思われる。また項目間の相互関係を見出すことが困難である。企業は活動内容と開示をリンクさせるべきである。主な財務諸表と注記の間で金額と明確にリンクさせるべきである。主な財務諸表の勘定科目と注記との相互参照も非常に有効なことである。

## おわりに

ここまで、本DPの第2章から第5章まで主要な論点と主張を概観してきた。本DPは注記開示フレームワークの設定を推進するための議論の素材を提供するものである。ここで展開された議論へのコメントを踏まえて次の段階への方向性を検討することが予定されている。本DPの注記開示フレームワークの論理展開は明確なものであった。概念フレームワークにおける一般目的財務報告の目的から出発し、注記の目的を定義するところから始めている。注記の目的を前提として、基準設定者に注記情報の識別原則を提案している。ここでは利用者ニーズの情報分類を提案している。この情報分類によって、開示の必要性を査定するために基準設定者を支援する指標を提案する。この目的適合性のある情報の指標によって注記情報の内容を定めることになる。このことは基準設定者にとって注記情報の内容を設定する上で支援となる。また、基準設定者がどのようなアプローチを採用するかは要件設定の前提をなす重要な論点である。ここでは一般原則を踏まえて基準設定者と作成者の間の自由裁量の程度による5つの分類が検討されている。次に要

件適用の場面における重要性の役割を検討している。開示フレームワークに作成者や他の団体を支援するために重要性を査定するための指標を含めることを提案する。これは目的適合性の査定を支援するための指標との首尾一貫性が強調される。これらの指標は目的適合性と重要性を判断するための指針となり、注記開示のフレームワークとして機能することが想定されている。最後に、要件適用の場面におけるコミュニケーションの役割を検討している。ここではコンプライアンスよりも利用者との情報コミュニケーションの重視を提唱するコミュニケーション原則を前提として6つの原則を提案している。このことはコミュニケーション問題（編成と様式）への問題提起である。

現在直面している財務報告制度における諸問題、特に情報開示の多様化と過剰負担問題を踏まえて、伝統的な財務報告制度としての財務諸表と注記の枠組みを拡張し、その他の外部財務報告情報の制度化、さらに更その他の情報への拡張に伴って財務報告制度の再構築に迫られている。この現状においてEFRAGのDPは注記開示のフレームワークの構築から財務報告制度改革への1つのアプローチである。今後の展開を予想することはできないが、DPへのコメントやそれに対する次なるステップに注目して生きたい。

#### 《参照・引用文献》

- [ 1 ] EFRAG, DISCUSSION PAPER : Towards a Disclosure Framework for the Notes (2012)
- [ 2 ] 伊藤邦雄、加賀谷哲之、鈴木智大「会計はどこに向かっているのか—有効性喪失を超えて、価値創造に貢献できるのか—」『一ツ橋ビジネスレビュー』(2012 SUM) 6-22
- [ 3 ] 上妻義直「現実味を帯びてきたCSR報告の制度化」『一ツ橋ビジネスレビュー』(2012 SUM) 76-88
- [ 4 ] 広瀬義州「財務報告の改革」中央経済社 (2011)
- [ 5 ] FASB,DISCUSSION PAPER : Invitation to Comment Disclosure Framework (2012)

受理日 平成24年10月1日